

○宣誓者が利用できるサービス一覧

令和8年7月1日現在

○提供可能となったサービスについては、随時こちらに掲載していきます。

○サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、サービスの利用要件（所得の要件など）を満たす必要がある場合もございます
詳しくは、利用するサービス等の担当課へご確認ください。

番号	サービスの名称 (制度・事業等)	概要 (サービスの内容等)	対象条件・必要書類	URL	宣誓書受領証 の提示		問い合わせ先		備 考
					必要	不要	担当課	電話番号	
1	犯罪被害者等見舞金の申請	犯罪被害に遭った市民およびその遺族である市民に対して見舞金を給付する。 遺族見舞金 30万円 重症病見舞金 10万円	犯罪被害者の「配偶者」の定義を「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む」としているため、必ずしも受領証の提示が無くても申請可能だが、受領証があれば「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」証明がより容易になる。	https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000022/1010770/index.html		○	協働推進課	0577-32-3333 (内線:2395)	
2	障がい児通所給付費の利用申請		申請者からの委任状があれば、だれでも代理申請が可能。			○	こども家庭センター	0577-32-3333 (内線:2935)	
3	介護給付費の交付申請(障がい福祉サービス)		申請者からの委任状があれば、だれでも代理申請が可能。			○	こども家庭センター	0577-32-3333 (内線:2935)	
4	介護保険	介護認定申請等	受領証の提示がなくても本人からの委任状があれば、だれでも代理申請可能	https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000017/1000101/index.html		○	高年介護課	0577-32-3333 (内線:2931)	
5	高齢者在宅生活支援事業	認知症高齢者SOSネットワーク事業、介護用品券購入助成事業等	受領証の提示がなくても要件を満たしていることを確認できれば手続き可能	https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000017/index.html		○	高年介護課	0577-32-3333 (内線:2953)	
6	国保診療所における患者(家族)への治療方針の説明等		患者本人の同意があれば、婚姻、パートナーシップ、生計に関する要件はない。			○	医療政策課	0577-32-3333 (内線:2802)	
7	林業就業移住支援金	県外から市内に移住し、林業に就業した方に支援金を交付	住民票上の世帯の要件のみで、婚姻、パートナーシップ、生計に関する要件はない。	https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1002665/1016700.html		○	森林政策課	0577-32-3333 (内線:2631)	
8	高山市東京圏からの移住支援金	東京圏からの移住者のうち、各種要件を満たした方に支援金を給付	住民票上の世帯の要件のみで、婚姻、パートナーシップ、生計に関する要件はない。	https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1015214/1010749.html		○	ブランド戦略課	0577-32-3333 (内線:2278)	外国人の在留資格に係る規定においては、パートナーシップ制度は適用外
9	飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金	飛騨地域以外からの移住者のうち、一戸建て空き家を賃借・購入・改修する方に、対象経費を一部補助	婚姻、パートナーシップ、生計に関する要件はない。	https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1015214/1003942.html		○	ブランド戦略課	0577-32-3333 (内線:2278)	外国人の在留資格に係る規定においては、パートナーシップ制度は適用外

○宣誓者が利用できるサービス一覧

令和8年7月1日現在

○提供可能となったサービスについては、随時こちらに掲載していきます。

○サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、サービスの利用要件（所得の要件など）を満たす必要がある場合もございます
詳しくは、利用するサービス等の担当課へご確認ください。

番号	サービスの名称 (制度・事業等)	概要 (サービスの内容等)	対象条件・必要書類	URL	宣誓書受領証 の提示		問い合わせ先		備 考
					必要	不要	担当課	電話番号	
10	市営住宅入居申込み		受領証の提示が無くても、聞き取り等により「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とみなすことで入居者の資格を有するものと判断する。			○	建築住宅課	0577-32-3333 (内線:2338)	
11	罹災証明書の発行	火災による被害(消火被害含む)を受けた建物・物件の罹災程度を証明するもの	代理申請が可能。委任状の提出などは特に求めている。	https://www.city.takayama.lg.jp/105232/1000242/1003863.html		○	警防課	0577-32-3333 (内線:2117)	
12	救急車出動証明書の発行	救急車が出動したことを証明するもの	代理申請が可能。	https://www.city.takayama.lg.jp/105232/1000242/1003863.html		○	救急課	0577-32-3333 (内線:2117)	
13	福祉医療費助成に関する手続き		委任状の提出により手続き可能			○	福祉課	0577-32-3333 (内線:2082)	
14	自立支援医療に関する手続き		委任状の提出により手続き可能			○	福祉課	0577-32-3333 (内線:2082)	
15	障がい者福祉に関する手続き		委任状の提出により手続き可能			○	福祉課	0577-32-3333 (内線:2082)	
16	生活保護の申請		生計同一の場合は世帯員として手続き可能			○	福祉課	0577-32-3333 (内線:2943)	
17	福祉金庫借入の申込み		生計同一の場合は世帯員として手続き可能			○	福祉課	0577-32-3333 (内線:2943)	
18	罹災証明書の発行	水損や雪害等を受けた一般住宅の罹災程度を証明するもの	世帯単位での申請のため、同一世帯であれば申請可能			○	福祉課	0577-32-3333 (内線:2943)	
19	高山市被災者生活・住宅再建支援金の申請		世帯単位での申請のため、同一世帯であれば申請可能			○	福祉課	0577-32-3333 (内線:2943)	
20	高山市結婚新生活支援補助金	婚姻に伴う住宅賃借費用等を補助	パートナーシップ宣誓者を法的に婚姻した夫婦と同様に取り扱い、戸籍全部事項証明書または婚姻届受理証明書に替えて受領証の写しの提出を求める。	https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000022/1001398/1010645.htm	○		協働推進課	0577-32-3333 (内線:2394)	
21	結婚情報の新聞等掲載依頼サービス	婚姻(宣誓)情報の新聞等掲載依頼を報道機関へ送付	受領証の提示	https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000014/1000083/1000384.html	○		市民課	0577-32-3333 (内線:2162)	